

写

沖労発基 0731 第 1 号
令和 5 年 7 月 31 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄労働局長
西川 昌登

沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金及び沖縄県糖類製造業最低賃金の各特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

2023 年 7 月 3 日付けで申出者沖縄タイムス労働組合執行委員長比屋根真澄から、同年 7 月 3 日付けで申出者自動車総連沖縄地方協議会議長當眞義也から、同年 7 月 3 日付けで申出者リウボウインダストリー労働組合執行委員長森田和也から、同年 7 月 3 日付けで申出者全沖縄製糖労働組合執行委員長石川幸治から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 6 号）
- 2 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 3 号）
- 3 沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 5 号）
- 4 沖縄県糖類製造業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 2 号）



沖労発基 0731 第 5 号
令和 5 年 7 月 31 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖 縄 労 働 局 長
西 川 昌 登

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 17 条の規定に基づき、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 7 号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。



沖労発基 0731 第 4 号
令和 5 年 7 月 31 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖 縄 労 働 局 長
西 川 昌 登

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 17 条の規定に基づき、沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 4 号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。

